

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開室）

制 度 名	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件(診療費要件)の見直し		
税 目	法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税		
要 望 の 内 容	<p>訪日外国人に対する医療は自由診療となる。社会医療法人、特定医療法人等においては、非課税要件として、自費診療等においても、社会保険診療に準ずる額を請求することとされている。この非課税要件を、訪日外国人等に対する診療において緩和する。</p> <p>※ 対象法人と改正要望法令等 社会医療法人：医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ハ 特定医療法人：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（厚生労働省告示）一〇 認定医療法人：医療法施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ オープン病院等を開設する医師会等：法人税法施行規則第 5 条第 5 号 福祉病院を開設する公益法人等：法人税法施行規則第 6 条第 3 号 農業協同組合連合会が行う医療保健業(厚生連等)：法人税法施行規則第 5 条の 2 第 1 項第 1 号</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一 百万円 特定(▲17 億円) 認定(▲20 億円) (百万円)	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>この緩和措置の創設により、医療機関は訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、医療機関の経営が安定する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在、訪日外国人は増加傾向にあり、2017年では24,039,700人であった（独立行政法人 国際観光振興機構による推計）。こうした状況で、医療機関は訪日外国人に医療を提供する必要性に迫られている。</p> <p>しかし、訪日外国人等の診療のためには、医療通訳や多言語に対応した院内案内、医療従事者への外国人対応研修等を準備する必要がある、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。</p> <p>医療機関の安定的な経営のためには、訪日外国人等から費用に見合った額を請求することが妥当である。そのため、「自費診療においても、社会保険診療に準ずる額を請求しなければならない」という、特定医療法人等の非課税要件を緩和する必要がある。</p> <p>(参考1) 内閣官房 健康医療戦略推進本部「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成30年6月14日）（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築。 <p>【取組2-11】通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働科学研究の研究結果に基づき、自由診療である外国人観光客向けの医療に関し、通訳等の附帯サービスの上乗せを含め価格の合理的な設定方法を提示する。 ○ その際、公正取引委員会と必要な調整を行うとともに、<u>社会医療法人等に係る医療税制との関係を整理する。</u> <p>(参考2) 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>第2 具体的施策</p> <p>I 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等</p> <p>[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる</p> <p>4. 観光・スポーツ・文化芸術 (3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 観光</p> <p>③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に く) 急患等にも十分対応できる外国人旅行者受入体制の充実</p> <p>・滞在中に医療機関に受診する訪日外国人旅行者の増加を踏まえ多言語対応等の充実や訪日外国人の保険加入の促進等に取り組む。</p>
---	---

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	○ 外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築。 ○ 地域における医療提供体制を維持する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	H31年度 社会医療法人 303 法人(推計 H30年現在 291 法人+12 法人) 特定医療法人 216 法人(推計 H30年現在 216 法人現状維持) 認定医療法人 300 法人(推計 3年間で 1000 法人の認定目標よりオープン病院等を開設する医師会等 62 法人(H30年7月の調査により把握した数) 福祉病院を開設する公益法人等 52 法人(H30年7月の調査により把握した数) 農業協同組合連合会が行う医療保健業(厚生連等) 33 法人(H30年3月31日現在) これらのうち、訪日外国人の診療を行う医療機関。地域的には観光地などの医療機関が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	医療機関が、訪日外国人に対して、診療の費用に見合った金額を請求することで、経営が安定するとともに、医療機関における訪日外国人の受入が進み、医療提供体制の維持に資する。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	[医療機関における外国人患者環境整備事業]において、医療通訳や外国人向け医療コーディネーターの配置を行い、医療機関における訪日外国人の受入れ環境整備を実施。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	医療機関における外国人患者環境整備事業 (平成30年度 136,692千円)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	社会医療法人等は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し、診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由</p>	—
	<p>これまでの 要 望 経 緯</p>	—